



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年10月19日（火）

問い合わせ先：選挙課

課長：小島

担当：江森、町田

電話：829-1773

内線：4515

在外郵便等投票の投票用紙等の発送時期の誤りについて

在外郵便等投票の投票用紙等について、発送日は、在外選挙執行規則第23条で「衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日」と定められていますが、発送の時期を誤り、一部の区において衆議院の解散を待って発送したものです。

1 経緯

令和3年8月、北区選挙管理委員会事務局（北区役所総務課）から、市選挙管理委員会事務局選挙課に、在外郵便等投票の投票用紙等請求書が届いたが、いつ発送すべきか相談があり、その際、本来であれば、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日（8月22日）から郵送開始をすべきところを、衆議院の解散を待ったうえで、発送するよう指示したものです。

また、令和3年10月初旬、西区選挙管理委員会事務局（西区役所総務課）から、市選挙管理委員会事務局選挙課に、同様の相談があり、北区と同様の対応をするよう指示したものです。

2 原因

任期満了を超える選挙であったことから、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日（8月22日）から郵送開始ができることの認識がなかったことに加え、複数人による法令の確認を行わなかったことによるものです。

3 該当者

- ・西区 1名（令和3年10月15日（金）に発送）
- ・北区 1名（令和3年10月14日（木）に発送）

なお、選挙人の方に対しては、発送日をお知らせしており、今後、引き続き到着状況を確認して参ります。

4 その他の区の状況

- ・大宮区、浦和区、南区、緑区においては、衆議院の解散を待たず発送。
- ・見沼区においては、10月18日（月）に在外選挙人名簿に新規登録された方で、同日に発送。
- ・中央区、桜区、岩槻区においては、10月18日現在、在外郵便等投票の請求

なし。

5 再発防止について

問い合わせに対しては、複数人による法令の確認を徹底すると共に、市選挙管理委員会事務局が開催する研修会等で周知してまいります。